

ID: 3047

担当部署: ふるさと整備課

処分の概要	第7条等の規定による承認(市町村道又は準用河川の用に供されている国土交通省所管の国有財産(従前の建設省所管の国有財産に限る。)である土地に係るものに限る。)		
法令名 根拠条項	土地区画整理法 第7条(第10条第3項、第17条及び第39条第2項において準用する場合を含む。)		
法令番号	昭和29年法律第119号		
<p>【基準】</p> <p>法第7条の規定による。 (宅地以外の土地を管理する者の承認)</p> <p>第7条 第4条第1項の事業計画を定めようとする者は、宅地以外の土地を施行地区に編入する場合においては、当該土地を管理する者の承認を得なければならない。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 22 年 3 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日